

八王子市指定介護予防日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱

平成27年11月20日
改正 平成27年12月28日
改正 平成28年 4月 1日
改正 平成29年 3月 1日
改正 平成30年 4月 1日
改正 令和 3年 4月 1日

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
 - 第2章 予防訪問介護相当サービス
 - 第1節 基本方針（第5条）
 - 第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）
 - 第3節 設備に関する基準（第8条）
 - 第4節 運営に関する基準（第9条—第39条）
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第40条—第42条）
 - 第3章 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）事業
 - 第1節 基本方針（第43条）
 - 第2節 人員、設備に関する基準（第44条・第45条）
 - 第3節 運営に関する基準（第46条—第48条）
 - 第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第49条・第51条）
 - 第4章 予防通所介護相当サービス
 - 第1節 基本方針（第52条）
 - 第2節 人員に関する基準（第53条・第54条）
 - 第3節 設備に関する基準（第55条）
 - 第4節 運営に関する基準（第56条—第65条）
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第66条—第69条）
 - 第5章 雑則（第70条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する第一号事業（以下「第一号事業」という。）の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第一号事業者 法第 115 条の 45 第 1 項第一号に規定する第一号事業を行う者をいう。
- (2) 指定事業者 法第 115 条の 45 の 3 第 1 項に規定する指定事業者をいう。
- (3) 指定第一号事業 指定事業者の当該指定に係る第一号事業を行う事業所により行われる第一号事業をいう。
- (4) 予防訪問介護相当サービス 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業（以下「第 1 号訪問事業」という。）のうち地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）第 5 条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧介護予防訪問介護」という。）に係る基準により実施されるものをいう。
- (5) 訪問型サービス A 第一号訪問事業のうち、第 3 章に定める緩和した基準により実施されるものをいう。
- (6) 予防通所介護相当サービス 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第一号通所事業のうち旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護（以下「旧介護予防通所介護」という。）に係る基準により実施されるものをいう。
- (7) 利用料 法第 115 条の 45 の 3 第 1 項に規定する第一号事業支給費の支給の対象となる費用に係る利用者が負担すべき対価をいう。
- (8) 第一号事業支給費用基準額 法第 115 条の 45 の 3 第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定第一号事業に要した費用の額を超えるときは、当該費用の額）をいう。
- (9) 法定代理受領サービス 法第 115 条の 45 の 3 第 3 項の規定により第一号事業支給費が利用者に代わり当該指定事業者を支払われる場合における当該第一号事業支給費に係る指定第一号事業をいう。

2 前項に掲げるもののほか、この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（指定第一号事業の一般原則）

第 3 条 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定第一号事業の提供に努めなければならない。

- 2 指定事業者は、地域との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の第一号事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 3 指定事業者は、利用者への虐待の防止及び早期発見のため、従業者等に対する研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定事業者は、利用者の権利の保護のため必要があると認められる場合には、関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援するよう努めなければならない。
- 5 指定事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めなければならない。
- 6 指定事業者は、その事業活動を通じて障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。）の受注の機会の増大に協力するよう努めなければならない。

7 指定事業者は、サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(市外の事業所に係る指定の基準)

第4条 法第115条の45の5第1項の申請に係る事業所が八王子市の区域の外にある場合において、当該事業所が所在する市町村の予防訪問介護相当サービス又は予防通所介護相当サービスに相当するサービスを実施する事業者として指定を受けているときは、この要綱に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第2章 予防訪問介護相当サービス

第1節 基本方針

(基本方針)

第5条 指定第一号事業に該当する予防訪問介護相当サービス(以下「指定予防訪問介護相当サービス」という。)の事業は、利用者が可能な限り居宅において、要支援状態又は法施行規則第140条の62の4第2項に規定する基準に該当する心身の状態(以下「基準該当状態」という。)の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第6条 指定予防訪問介護相当サービスの事業を行う者(以下「指定予防訪問介護相当サービス事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定予防訪問介護相当サービス事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(指定予防訪問介護相当サービスの提供に当たる介護福祉士又は旧法第8条の2第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第5節までにおいて同じ。)の員数は常勤換算方法で、2.5以上とする。

2 各指定予防訪問介護相当サービス事業所において、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該指定予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者(八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年度八王子条例第56号。以下「指定居宅サービス等条例」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)と指定訪問型サービスA事業者(第44条に規定する指定訪問型サービスA事業者をいう。)のいずれかの指定を併せて受け、かつ、指定予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護(指定居宅サービス等条例第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)と指定訪問型サービスAのいずれかの事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、当該事業所における指定予防訪問介護相当サービス、指定訪問介護及び指定訪問型サービスAの利用者をいう。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、利用者の数が40を超えるときは、サービス提供責任者の員数の算定について常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均数を用いるものとする。ただし、新規に指定予防訪問介護相当サービス事業者の指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

- 4 サービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら指定予防訪問介護相当サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定予防訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（八王子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例（平成25年八王子市条例第17号。以下この条において「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定予防訪問介護相当サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定予防訪問介護相当サービスの事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1以上とすることができる。
- 6 指定予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合であるときは、指定居宅サービス等基準条例第5条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

（管理者）

第7条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、各指定予防訪問介護相当サービス事業所において指定予防訪問介護相当サービス事業所を管理する者（以下この条及び第9条において「管理者」という。）を置かなければならない。

- 2 管理者は、専ら当該指定予防訪問介護相当サービス事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定予防訪問介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定予防訪問介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第8条 指定予防訪問介護相当サービス事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定予防訪問介護相当サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合であるときは、指定居宅サービス等基準条例第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

第4節 運営に関する基準

（管理者及びサービス提供責任者の責務）

第9条 管理者は、当該指定予防訪問介護相当サービス事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 管理者は、当該指定予防訪問介護相当サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

3 サービス提供責任者（サービス内容の管理について必要な業務等を行う者であって、第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。）は、第41条に規定する業務のほか次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定予防訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整を行うこと。
- (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) 介護予防支援事業者（法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業者を行う者をいう。以下同じ。）その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「介護予防支援事業者等」という。）に対し、指定予防訪問介護相当サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
- (4) サービス担当者会議（八王子市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例（平成26年八王子市条例第61号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第20条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）への出席等の介護予防支援事業者等との連携に関すること。
- (5) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (6) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (7) 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を行うこと。
- (8) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を行うこと。
- (9) その他サービス内容の管理について必要な業務を行うこと。

（運営規程）

第10条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、各指定予防訪問介護相当サービス事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定予防訪問介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域（当該指定予防訪問介護相当サービス事業所が通常時に指定予防訪問介護相当サービスを提供する地域をいう。第15条及び第25条において同じ。）
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

（介護等の総合的な提供）

第11条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、指定予防訪問介護相当サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏ることがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第12条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対し、適切な指定予防訪問介護相当サービスを提供することができるよう、各指定予防訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等の勤務体制を定めなければならない。

2 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、各指定予防訪問介護相当サービス事業所において、当該指定予防訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等によって指定予防訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

3 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の資質向上のため、外部の研修実施機関が行う研修（以下「外部研修」という。）その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

4 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

（1） 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

（2） 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（内容及び手続の説明及び同意）

第13条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、指定予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定予防訪問介護相当サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を文書により得なければならない。

2 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の同意を得て、前項の重要事項を電子情報処理組織（指定予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定予防訪問介護相当サービス事業者は、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による同意を得なければならない。

（1） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて第1項に規定する重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を送信し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられ

たファイルに記録する方法

イ 指定予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（第2項後段に規定する電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は第4項本文に規定する電磁的方法による提供を受けない旨の申出をする場合にあっては、指定予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる一定の事項を確実に記録することができる電磁的記録媒体をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

3 電磁的方法は、利用申込者又はその家族が当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項後段の同意を得た指定予防訪問介護相当サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第1項の重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び第2項後段の同意をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第14条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、正当な理由なく、指定予防訪問介護相当サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第15条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、当該指定予防訪問介護相当サービス事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定予防訪問介護相当サービスを提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は第一号介護予防支援事業を行う者（法第115条の45第1項ニに規定する第一号介護予防支援事業を行う者をいう。以下「第一号介護予防支援事業者」という。）への連絡、他の指定予防訪問介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第16条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、指定予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無又は基準該当状態の有無及び要支援認定の有効期間を確認しなければならない。

2 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定予防訪問介護相当サービスを提供するよう努めなければならない。

(要支援認定又は基準該当状態の申請に係る援助)

第17条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、要支援認定又は基準該当状態の申請をしていないことにより要支援認定又は基準該当状態を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合に必要と認めるときは、当該利用者の受けている要支援認定の有効期間が終

了する 60 日前から 30 日前までの間に、速やかに要支援認定の更新がなされるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第 18 条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、指定予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第 19 条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、指定予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防支援事業者又は第一号介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、指定予防訪問介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は第一号介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第一号事業支給費の受給の援助)

第 20 条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、指定予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際しては、利用申込者が介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）第 140 条の 62 の 4 のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画又は介護予防プラン（法第 115 条の 45 第 1 項ニの規定による第一号介護予防支援事業を行う者が作成するケアプランをいう。以下、「介護予防プラン」という。）の作成を介護予防支援事業者又は第一号介護予防支援事業者に依頼する旨の市町村への届出等により、第一号事業支給費の受給が可能となる旨の説明、介護予防支援事業者又は第一号介護予防支援事業者に関する情報の提供その他の第一号事業支給費の受給のための必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画又は介護予防プランに沿ったサービスの提供)

第 21 条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画（省令第 83 条の 9 第 1 号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）又は介護予防プランが作成されている場合は、当該計画に沿った指定予防訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第 22 条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画又は介護予防プランの変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は第一号介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第 23 条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第 24 条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、指定予防訪問介護相当サービスを提供した際には、当該指定予防訪問介護相当サービスの提供日及び内容、当該指定予防訪問介護相当サービスについて法第 115 条の 45 の 3 第 3 項の規定により利用者に代わって支払を受ける第一号事業支給費の額その他必要な事項を、

当該利用者に係る介護予防サービス計画又は介護予防プランを記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、指定予防訪問介護相当サービスを提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者へ提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第 25 条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定予防訪問介護相当サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定予防訪問介護相当サービスに係る第一号事業支給費用基準額から当該指定予防訪問介護相当サービス事業者へ支払われる第一号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定予防訪問介護相当サービスを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定予防訪問介護相当サービスに係る第一号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、前 2 項に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定予防訪問介護相当サービスを行った場合は、それに要した交通費の額の支払を当該利用者から受けることができる。
- 4 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の申請に必要な証明書の交付)

第 26 条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定予防訪問介護相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定予防訪問介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。

(家族等に対するサービス提供の禁止)

第 27 条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に、利用者が当該訪問介護員等の同居の家族である場合は、当該利用者に対する指定予防訪問介護相当サービスの提供をさせてはならない。

- 2 前項のほか指定予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に、その配偶者又は 3 親等内の親族である利用者に対し指定予防訪問介護相当サービスの提供をさせないよう、努めなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第 28 条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者が正当な理由なく、指定予防訪問介護相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態又は基準該当状態の程度を増進させ、若しくは要介護になったと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(緊急時等の対応)

第 29 条 訪問介護員等は、現に指定予防訪問介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第30条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、指定予防訪問介護相当サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第31条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、指定予防訪問介護相当サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による事業所の掲示に代えることができる。

(秘密保持等)

第32条 指定予防訪問介護相当サービス事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

(広告)

第33条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、指定予防訪問介護相当サービス事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないようしなければならない。

(不当な働きかけの禁止)

第33条の2 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画及びケアプランの作成又は変更の際し、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等又は居宅要支援被保険者等（介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを当該ケアプラン等に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(介護予防支援事業者又は第一号介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 34 条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防支援事業者又は第一号介護予防支援事業者若しくはその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第 35 条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者及びその家族からの指定介護予防訪問介護に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した指定予防訪問介護相当サービスについて、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力し、当該市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

4 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した指定予防訪問介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う八王子市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第 13 条第 5 項第 1 号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同項第 2 号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、同項第 3 号の規定による当該国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

(地域との連携等)

第 36 条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、指定予防訪問介護相当サービスの運営に当たっては、市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。

2 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。

(虐待の防止)

第 36 条の 2 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(事故発生時の対応)

第 37 条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定予防訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者又

は第一号介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

2 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定予防訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

3 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の損害賠償に備えるため、保険加入その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(会計の区分)

第38条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、各指定予防訪問介護相当サービス事業所において経理を区分するとともに、指定予防訪問介護相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第39条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定予防訪問介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から5年間保存しなければならない。

(1) 予防訪問介護相当サービス計画

(2) 第24条第2項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録

(3) 第28条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第37条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定予防訪問介護相当サービスの基本取扱方針)

第40条 指定予防訪問介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、提供する指定予防訪問介護相当サービスの質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

3 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者が可能な限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として指定予防訪問介護相当サービスの提供を行わなければならない。

4 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるような方法による指定予防訪問介護相当サービスの提供に努めなければならない。

5 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、指定予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者の主体的な事業への参加を働きかけるよう努めなければならない。

(指定予防訪問介護相当サービスの具体的取扱方針)

第41条 指定予防訪問介護相当サービスの具体的な取扱いは、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議を通じること等の方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等日常生活全般の状況を把握すること。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、指定予防訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための指定予防訪問介護相当サービスの具体的な内容、提供を行う期間等を記載した指定予防訪問介護相当サービス計画（以下この条において「予防訪問介護相当サービス計画」という。）を作成すること。この場合において、既に介護予防サービス計画又は介護予防プランが作成されているときは、当該介護予防サービス計画又は介護予防プランの内容に沿って作成すること。
- (3) サービス提供責任者は、予防訪問介護相当サービス計画の作成に当たっては、当該予防訪問介護相当サービス計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。
- (4) サービス提供責任者は、予防訪問介護相当サービス計画を作成した際には、当該予防訪問介護相当サービス計画を利用者に交付すること。
- (5) 予防訪問介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うとともに、利用者又はその家族に対し、指定予防訪問介護相当サービスの提供方法等について説明を行うこと。
- (6) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定予防訪問介護相当サービスの提供を行うこと。
- (7) サービス提供責任者は、予防訪問介護相当サービス計画に基づく指定予防訪問介護相当サービスの提供を開始した時から、少なくとも1月に1回、当該予防訪問介護相当サービス計画に係る利用者の状態、指定予防訪問介護相当サービスの提供状況等について、介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者又は介護予防プランを作成した第一号介護予防支援事業者に報告するとともに、当該予防訪問介護相当サービス計画に記載した指定予防訪問介護相当サービスの提供を行う期間が終了する時まで、少なくとも1回、当該予防訪問介護相当サービス計画の実施状況の把握（次号及び第9号において「モニタリング」という。）を行うこと。
- (8) サービス提供責任者は、モニタリングの結果の記録を行い、当該記録を当該指定予防訪問介護相当サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者又は介護予防プランを作成した第一号介護予防支援事業者に報告すること。
- (9) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて予防訪問介護相当サービス計画の変更を行うこと。

2 前項第1号から第8号までの規定は、同項第9号に規定する予防訪問介護相当サービス計画の変更について準用する。

（指定予防訪問介護相当サービスの提供に当たって留意すべき事項）

第42条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防の効果を最大限に高める観点から、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準条例第20条第7号に規定するアセスメントをいう。第68条において同じ。）において把握された課題、指定予防訪問介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めるとともに、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮し、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性について考慮しなければならない。

第3章 訪問型サービスA

第1節 基本方針

(基本方針)

第43条 指定第一号事業に該当する訪問型サービスA（以下「指定訪問型サービスA」という。）の事業は、利用者が可能な限り居宅において、要支援状態又は基準該当状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第44条 指定訪問型サービスAの事業を行う者（以下「指定訪問型サービスA事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問型サービスA事業所」という。）ごとに置くべき従業者（訪問型サービスの提供に当たる介護福祉士、旧法第8条の2第2項に規定する政令で定める者又は市が定める研修修了者をいう。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

2 指定訪問型サービスA事業所において、従業者のうち1以上の者をサービス提供責任者とすること。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。ただし、指定訪問介護及び指定予防訪問介護相当サービスのいずれかと一体的に運営する場合は、利用者の数が40又はその端数を増すごとに1以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、利用者の数が40を超えるときは、サービス提供責任者の員数の算定について常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均数を用いるものとする。ただし、新規に指定訪問型サービスA事業者の指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

4 サービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、指定訪問型サービスAに従事するものをもって充てなければならない。

(準用)

第45条 第7条及び第8条の規定は、指定訪問型サービスAの事業について準用する。この場合において、第7条第2項中「常勤の者」とあるのは、「常勤の者又は当該事業所における勤務時間と当該事業所と一体的にサービス提供を行う指定訪問介護事業所及び指定予防訪問介護相当サービス事業所における勤務時間との合計が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達している者」と、第8条第2項中「指定訪問介護事業者」とあるのは、「指定訪問介護事業者又は指定予防訪問介護相当サービス事業者」と、同項中「指定訪問介護の事業とが同一の事業所」とあるのは、「指定訪問介護の事業又は指定予防訪問介護相当サービス事業とが同一の事業所」と、同項中「一体的に運営する場合であるときは、指定居宅サービス等基準条例第7条第1項に規定する設備に関する基準を」とあるのは、「一体的に運営する場合であって、指定訪問介護の事業であるときは指定居宅サービス等基準条例第7条第1項に規定する設備に関する基準を、指定予防訪問介護相当サービス事業であるときは第8条」と読み替えるものとする。

第3節 運営に関する基準

(サービスの提供の記録)

第46条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAを提供した際には、当該指定訪問型サービスAの提供日及び内容、当該指定訪問型サービスAについて法第115条の45の3第3項の規定により利用

者に代わって支払を受ける第一号事業支給費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る介護予防サービス計画又は介護予防プランを記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAを提供した際には、提供したサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に提供しなければならない。

(記録の整備)

第47条 指定訪問型サービスA事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 指定訪問型サービスA事業者は、利用者に対する指定訪問型サービスAの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から5年間保存しなければならない。

(1) 訪問型サービスA計画

(2) 第46条第2項に規定する提供したサービスの内容等の記録

(3) 第48条において準用する市町村への通知に係る記録

(4) 第48条において準用する苦情の内容等の記録

(5) 第48条において準用する事故の状況及び処置についての記録

(準用)

第48条 第9条から第23条まで及び第25条から第38条までの規定は、指定訪問型サービスAの事業について準用する。この場合において、第9条第3項、第12条、第13条、第23条、第27条、第29から第31条中「訪問介護員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定訪問型サービスAの基本取扱方針)

第49条 指定訪問型サービスAは、利用者の介護予防に資するよう目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定訪問型サービスA事業者は、提供する指定訪問型サービスAの質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

- 3 指定訪問型サービスA事業者は、利用者が可能な限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として指定訪問型サービスAの提供を行わなければならない。

- 4 指定訪問型サービスA事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるような方法による指定訪問型サービスAの提供に努めなければならない。

- 5 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAの提供に当たっては、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者の主体的な事業への参加を働きかけるよう努めなければならない。

(指定訪問型サービスAの具体的取扱方針)

第50条 指定訪問型サービスAの具体的な取扱いは、第43条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議を通じること等の方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等日常生活全般の状況を把握すること。

(2) サービス提供責任者は、前号に規定する日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、指定訪問型サービスAの目標、当該目標を達成するための指定訪問型サービスAの具体的な内容等を記載した指

定訪問型サービスA計画（以下この条において「訪問型サービスA計画」という。）を作成すること。
この場合において、既に介護予防サービス計画又は介護予防プランが作成されているときは、当該介護予防サービス計画又は介護予防プランの内容に沿って作成すること。

- (3) サービス提供責任者は、訪問型サービスA計画の作成に当たっては、当該訪問型サービスA計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。
- (4) サービス提供責任者は、訪問型サービスA計画を作成した際には、当該訪問型サービスA計画を利用者に交付すること。
- (5) 訪問型サービスA計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うとともに、利用者又はその家族に対し、指定訪問型サービスAの提供方法等について説明を行うこと。
- (6) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定訪問型サービスAの提供を行うこと。
- (7) サービス提供責任者は、訪問型サービスA計画に基づく指定訪問型サービスAの提供を開始した時から、少なくとも1月に1回、当該訪問型サービスA計画に係る利用者の状態、指定訪問型サービスAの提供状況等について、介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者又は介護予防マネジメントを作成した第一号介護予防支援事業者に報告すること。
- (8) サービス提供責任者は、必要に応じて訪問型サービスA計画の変更を行うこと。

2 前項第1号から第7号までの規定は、同項第8号に規定する訪問型サービスA計画の変更について準用する。

（準用）

第51条 第42条の規定は、指定訪問型サービスAの事業について準用する。

第4章 予防通所介護相当サービス

第1節 基本方針

（基本方針）

第52条 指定第一号事業に該当する予防通所介護相当サービス（以下「指定予防通所介護相当サービス」という。）の事業は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の配置の基準）

第53条 指定予防通所介護相当サービスの事業を行う者（以下「指定予防通所介護相当サービス事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定予防通所介護相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「指定予防通所介護相当サービス従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定予防通所介護相当サービスの提供日ごとに、当該指定予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定予防通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上となるために必要な数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）指定予防通所介護相当サービスの単位（指定予防通所介護相当サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者（第55条第3項に

規定する利用者をいう。以下この条において同じ。) に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。) ごとに、専ら当該指定予防通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員が1以上となるために必要な数

(3) 介護職員 指定予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該指定予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該指定予防通所介護相当サービスを提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が、利用者の数が15までの場合にあつては1以上、15を超える場合にあつては1に15を超える部分の数を5で除して得た数を加えた数以上となるために必要な数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 前項の規定にかかわらず、指定予防通所介護相当サービス事業所の利用定員(第57条第4号に規定する利用定員をいう。第55条において同じ。)が10人以下である場合は、看護職員及び介護職員の員数を、指定予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該指定予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を提供単位時間数で除して得た数が1以上となるために必要な数とすることができる。

3 指定予防通所介護相当サービス事業者は、指定予防通所介護相当サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員をいう。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定予防通所介護相当サービスに従事させなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定予防通所介護相当サービスの単位の介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定予防通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事することができる。

5 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とする。

6 第1項第4号の機能訓練指導員は、当該指定予防通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事することができる。

7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

8 指定予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)又は地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第98条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)又は地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準条例第59条の2第1項に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合であつて、当該指定予防通所介護相当サービスの事業と一体的に運営される事業が、指定通所介護の事業であるときは指定居宅サービス等基準条例第99条第1項に規定する人員に関する基準を、指定地域密着型通所介護の事業であるときは指定地域密着型サービス等基準条例第59条の3第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項から第7項までに規定する基準を満たすものとみなす。

(管理者)

第 54 条 指定予防通所介護相当サービス事業者は、各指定予防通所介護相当サービス事業所において指定予防通所介護相当サービス事業所を管理する者を置かなければならない。

2 管理者は、専ら当該指定予防通所介護相当サービス事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定予防通所介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定予防通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第 3 節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第 55 条 指定予防通所介護相当サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定予防通所介護相当サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、以下のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、合計した面積は、3 平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第 1 項に規定する設備は、専ら当該指定予防通所介護相当サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者（当該指定予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、当該事業所における指定予防通所介護相当サービス、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の利用者をいう。次条において同じ。）に対する指定予防通所介護相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定予防通所介護相当サービス事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定予防通所介護相当サービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合であって、当該指定予防通所介護相当サービスの事業と一体的に運営される事業が、指定通所介護の事業であるときは指定居宅サービス等基準条例第 101 条第 1 項から第 3 項まで、指定地域密着型通所介護サービスであるときは指定地域密着型サービス等基準条例第 59 条の 5 第 1 項から第 3 項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第 1 項から第 3 項までに規定する基準を満たすものとみなす。

第 4 節 運営に関する基準

(管理者の責務)

第 56 条 管理者は、当該指定予防通所介護相当サービス事業所の従業者の管理及び指定予防通所介護相当サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 管理者は、当該指定予防通所介護相当サービス事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため

に必要な指揮命令を行わなければならない。

(運営規程)

第 57 条 指定予防通所介護相当サービス事業者は、各指定予防通所介護相当サービス事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定予防通所介護相当サービスの利用定員(当該指定予防通所介護相当サービス事業所において同時に指定予防通所介護相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)
- (5) 指定予防通所介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域(当該指定予防通所介護相当サービス事業所が通常時に指定予防通所介護相当サービスを提供する地域をいう。)
- (7) 指定予防通所介護相当サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第 58 条 指定予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対し、適切な指定予防通所介護相当サービスを提供できるよう、各指定予防通所介護相当サービス事業所において、従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 指定予防通所介護相当サービス事業者は、各指定予防通所介護相当サービス事業所において、当該指定予防通所介護相当サービス事業所の従業者によって指定予防通所介護相当サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない指定予防通所介護相当サービスについては、この限りでない。

3 指定予防通所介護相当サービス事業者は、従業者等の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

4 指定予防通所介護相当サービス事業者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定予防通所介護相当サービス事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(利用料の受領)

第 59 条 指定予防通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定予防通所介護相当サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定予防通所介護相当サービスに係る介

護予防サービス費用基準額又は第一号事業支給費用基準額から当該指定予防通所介護相当サービス事業者
に支払われる介護予防サービス費又は第一号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定予防通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定予防通所介護相当サ
ービスを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定予防通所介護相当サービスに係る介護予防
サービス費用基準額又は第一号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければ
ならない。

3 指定予防通所介護相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号で掲げる費用の額
の支払を利用者から受けることができる。

(1) 第57条第6号に規定する通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者の選定により当該利用
者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定予防通所介護相当サービスとして提供される便宜のうち、日常生活
において通常必要となるものに係る費用であって、かつ、当該利用者負担させることが適当と認めら
れるもの

4 指定予防通所介護相当サービス事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、
あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の
同意を得なければならない。

(定員の遵守)

第60条 指定予防通所介護相当サービス事業者は、利用定員を超えて指定予防通所介護相当サービスの提供
を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第61条 指定予防通所介護相当サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供
する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定予防通所介護相当サービス事業者は、指定予防通所介護相当サービス事業所において感染症が発生し、
又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活
用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、
従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実
施すること。

(地域との連携等)

第61条の2 指定予防通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自
発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定予防通所介護相当サービス事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して
サービス提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努
めなければならない。

(非常災害対策)

第 62 条 指定予防通所介護相当サービス事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定予防通所介護相当サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第 63 条 指定予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定予防通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は第一号介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

2 指定予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定予防通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

3 指定予防通所介護相当サービス事業者は、前項の損害賠償に備えるため、保険加入その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 指定予防通所介護相当サービス事業者は、第 55 条第 4 項の指定予防通所介護相当サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第 1 項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第 64 条 指定予防通所介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定予防通所介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 予防通所介護相当サービス計画

(2) 次条において準用する第 24 条第 2 項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録

(3) 次条において準用する第 28 条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第 35 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第 1 項に規定する事故の状況及び処置についての記録

(準用)

第 65 条 第 12 条の 2 から第 22 条まで、第 24 条、第 26 条、第 28 条、第 29 条、第 31 条から第 36 条第 1 項まで、第 36 条の 2 及び第 38 条の規定は、指定介護予防通所介護相当サービスの事業について準用する。この場合において、第 13 条第 1 項、第 29 条及び第 31 条中「訪問介護員等」とあるのは「指定予防通所介護相当サービス従業者」と読み替えるものとする。

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定予防通所介護相当サービスの基本取扱方針)

第 66 条 指定予防通所介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定予防通所介護相当サービス事業者は、提供する指定予防通所介護相当サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師と連携を図り、常に改善を図らなければならない。

- 3 指定予防通所介護相当サービス事業者は、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔（くう）機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者が可能な限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として指定介護予防通所介護相当サービスの提供を行わなければならない。
- 4 指定予防通所介護相当サービス事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるような方法による指定介護予防通所介護相当サービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定予防通所介護相当サービス事業者は、指定予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者の主体的な事業への参加を働きかけるよう努めなければならない。

（指定予防通所介護相当サービスの具体的取扱方針）

第 67 条 指定予防通所介護相当サービスの具体的な取扱いは、第 52 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議を通じること等の方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等日常生活全般の状況を把握すること。
- (2) 管理者は、前号に規定する日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、指定予防通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための指定予防通所介護相当サービスの具体的な内容、提供を行う期間等を記載した予防通所介護相当サービス計画（以下この条において「予防通所介護相当サービス計画」という。）を作成すること。この場合において、既に介護予防サービス計画又は介護予防プランが作成されているときは、当該介護予防サービス計画又は介護予防プランの内容に沿って作成すること。
- (3) 管理者は、予防通所介護相当サービス計画の作成に当たっては、当該予防通所介護相当サービス計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。
- (4) 管理者は、予防通所介護相当サービス計画を作成した際には、当該予防通所介護相当サービス計画を利用者に交付すること。
- (5) 予防通所介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うとともに、利用者又はその家族に対し、指定予防通所介護相当サービスの提供方法等について説明を行うこと。
- (6) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定予防通所介護相当サービスの提供を行うこと。
- (7) 管理者は、予防通所介護相当サービス計画に基づく指定予防通所介護相当サービスの提供を開始した時から、少なくとも 1 月に 1 回、当該予防通所介護相当サービス計画に係る利用者の状態、指定予防通所介護相当サービスの提供状況等について、介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者又は介護予防プランを作成した第一号介護予防支援事業者に報告するとともに、当該予防通所介護相当サービス計画に記載した指定予防通所介護相当サービスの提供を行う期間が終了する時まで、少なくとも 1 回、当該予防通所介護相当サービス計画の実施状況の把握（次号及び第 9 号において「モニタリング」という。）を行うこと。
- (8) 管理者は、モニタリングの結果の記録を行い、当該記録を当該指定予防通所介護相当サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者又は介護予防プランを作成した第一号介護予防支援事業者に報告すること。
- (9) 管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて予防通所介護相当サービス計画の変更を行うこと。

2 前項第1号から第8号までの規定は、同項第9号に規定する予防通所介護相当サービス計画の変更について準用する。

(指定予防通所介護相当サービスの提供に当たって留意すべき事項)

第68条 指定予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防の効果を最大限に高める観点から、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定予防通所介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めるとともに、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔(くう)機能向上サービスの提供に当たっては、介護予防の観点から有効性が確認されていること等の適切なものを提供しなければならない。

2 指定予防通所介護相当サービス事業者は、指定予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、利用者が高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険を生じさせるような強い負荷を伴う指定予防通所介護相当サービスの提供は行わないようにするとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等により、利用者の安全面に最大限配慮しなければならない。

(安全管理体制等の確保)

第69条 指定予防通所介護相当サービス事業者は、指定予防通所介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に備え、緊急時における手引等を作成し、その事業所における従業者に周知徹底を図るとともに、速やかな主治の医師への連絡が可能となるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めなければならない。

2 指定予防通所介護相当サービス事業者は、指定予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、転倒等を防止するための環境整備に努めるとともに、事前に脈拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認し、当該利用者に過度な負担とならないよう努めなければならない。

3 指定予防通所介護相当サービス事業者は、指定予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、利用者の体調の変化に常に留意し、病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第70条 指定第一号事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定第一号事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(この項において「交付等」という。)のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則

1 この要綱は、平成28年3月1日から施行する。ただし、次項の規定については、公布の日から施行す

る。

- 2 市長は、この要綱の施行前においても、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な業務を行うことができる。

附則（平成 27 年 12 月 28 日改正）

- 1 この要綱は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。ただし、平成 29 年 3 月 31 日までの間、第 44 条第 2 項の規定中、「常勤の従業者のうち」を「従業者のうち」と、同条第 4 項の規定中、「専ら指定訪問型サービス A に従事するもの」を「指定訪問型サービス A に従事するもの」と読み替えるものとする。

附則（平成 28 年 4 月 1 日改正）

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 29 年 3 月 1 日改正）

- 1 この要綱は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 12 月 28 日改正附則中、「ただし、平成 29 年 3 月 31 日までの間」とあるのは、「ただし、平成 29 年 2 月 28 日までの間」と改める。

附則（令和 3 年 4 月 1 日改正）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 6 年 3 月 31 日までの間、第 12 条の 2、第 30 条、第 36 条の 2、第 58 条第 4 項及び第 61 条第 2 項の規定については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。